

事務職員（正規職員）の勤務条件等について

磐田市社会福祉協議会

- 1 採用期日 令和5年4月1日付
- 2 職 種 事務職員（正規職員）※雇用期間の定めのない職員
- 3 勤 務
 - ・月～金曜日の5日（完全週休2日制）
 - ・基本勤務時間：午前8時30分～午後5時15分（7時間45分、休憩時間1時間）
 - ・時間外勤務、休日勤務あり。休日勤務がある場合は休日の振替を行う。（地域住民主催の会議や行事等に参加・協働するため、夜間の業務や休日に出勤して行う業務あり。）
 - ・時差勤務制度あり。（基本勤務時間以外の時間帯に業務がある場合。）
 - ・夜勤・宿直等なし。
- 4 勤務場所 就職当初は社協本所での勤務となりますが、社会福祉士資格をすでに取得している場合や就職後に社会福祉士資格を取得した場合は、将来的に包括支援センターで社会福祉士（専門職）として従事する可能性があります。
 - ・磐田市社会福祉協議会 本所
〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7
i プラザ（磐田市総合健康福祉会館）1 階
 - ・磐田市福田地域包括支援センター
〒437-1292 磐田市福田 400 番地 磐田市福田支所 1 階
- 5 試用期間 3ヶ月（雇用条件は同じ。勤続年数に通算します。）
- 6 給 与
 - ・本会給与規程による初任給（新卒者）月額 175,200 円
※最低賃金改定等に伴い、増額改定する場合があります。
勤続5年目想定年収（基本給＋賞与）約 325 万円（各種手当は含まず）
 - ・中途採用職員の初任給は、本会給与規程等に基づき経験年数換算を行う。
- 7 各種手当
 - ・住居手当…自ら居住する住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払う職員に支給。上限 28,000 円。
 - ・扶養手当…扶養親族のある職員に対して支給。扶養親族の区分により 1 人 6,500 円または 10,000 円。特定期間の加算 5,000 円。
 - ・通勤手当…通勤距離片道 2 km以上の職員に支給。通勤距離に応じて定額。月額上限 24,500 円。公共交通機関利用者は 6 か月定期券分を購入時に支給。（自家用車駐車場有：有料）
 - ・管理職手当…役職区分に応じて支給。
 - ・時間外勤務手当…平日 125%、平日深夜 150%、休日 135%、休日深夜 160%

- 8 退職金 退職金制度あり。(本会職員退職手当規程による)
- 9 定期昇給 あり 年1回(新卒者の場合…2年目:月額7,600円・3年目:月額7,600円)
- 10 賞与 年2回…6月、12月支給
(令和3年度実績…6月2.025ヶ月、12月2.175ヶ月 年間計4.2ヶ月)
※ただし採用初年度の6月賞与は、4月からの勤務期間による支給率により計算する。(1ヶ月以上3ヶ月未満…100分の30)
- 11 休暇等
 - ・年間休日122日(令和3年度)
 - ・年次有給休暇(毎年4月1日～翌年3月31日の1年間)
年間20日付与。残日数のうち翌年度に20日繰越し可能。最大40日付与。
年間5日間分は1日単位又は半日単位の取得必須。
年間5日間(40時間)まで1時間単位の取得可能 ※労使協定締結
令和3年度正規職員取得実績 平均取得日数…14.1日、取得率…56.4%
(付与起算日変更のためR3.1月～R4.3月の15ヶ月で25日付与)
 - ・特別休暇(傷病、忌引き、結婚、産前産後など)
 - ・育児休業(無給)、子の看護休暇(有給)、育児短時間勤務(1時間45分/日)
男性職員、女性職員ともに育児休業の実績あり。
 - ・介護休業(無給)、介護休暇(有給)、介護短時間勤務(1時間30分/日)
- 11 各種保険 健康保険(社会保険)・厚生年金保険・雇用保険加入、労災保険適用
- 12 福利厚生
 - ・磐田市勤労者福祉サービスセンター加入
共済給付…祝金・弔慰金・保険金、各種補助…宿泊・施設利用・人間ドック、
各種物品・チケットの割引斡旋 等
 - ・定期健康診断実施(年1回)
- 13 その他
 - ・その他詳細は、本会就業規程、職員給与規程等に基づく
 - ・資格取得補助制度あり。必要経費の50%、上限50,000円まで支給。
対象:福祉に関する資格(社会福祉士、社会福祉主事任用資格等)

①社会福祉協議会について

概要について

社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれています。社協は、社会福祉法(第 109 条)に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国、都道府県、市区町村を単位に設置された民間団体です。それぞれが独立した組織として、全国的なネットワークを活用しながら、地域の福祉課題や要望に沿った活動を展開しています。

役割について

社協の役割としては、地域福祉推進の中核的存在として、地区社協等の地域福祉推進組織を始め、地域の関係機関、団体等との連携や各団体間の調整などコーディネート機能を発揮し、「地域の福祉力」を高めることが期待されています。

財源について

社協の地域福祉活動を支える財源は、地域のみなさんに会員としてご協力いただく社協会費や共同募金、寄付金、市や県の補助金・委託金が中心となっています。特に社協会費は、社協が民間団体としての特性を発揮した事業を実施するための貴重な自主財源です。

本会の事業内容など詳しくは本会ホームページをご覧ください。

<https://www.iwatashakyo.or.jp/>

②令和 4 年度 磐田市社会福祉協議会 組織概要図 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

